

相模原市告示第509号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月12日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類

相模原都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

相模原市緑区二本松二丁目、中央区清新三丁目、田名塩田二丁目、田名塩田三丁目及び千代田二丁目、南区新磯野三丁目、鶉野森一丁目及び相模台六丁目地内

(3) 変更する部分

相模原市緑区相原二丁目、相原六丁目、大島、下九沢、橋本四丁目、橋本七丁目、東橋本四丁目及び町屋一丁目、中央区上溝、上溝二丁目、上溝四丁目、共和一丁目、清新六丁目、田名、東淵野辺三丁目、東淵野辺四丁目、東淵野辺五丁目、淵野辺本町四丁目、宮下本町一丁目、宮下本町二丁目、宮下本町三丁目、陽光台三丁目、横山台一丁目及び横山台二丁目、南区磯部、鶉野森三丁目、大野台五丁目、上鶴間一丁目、上鶴間二丁目、上鶴間本町二丁目、上鶴間本町六丁目、上鶴間本町八丁目、上鶴間本町九丁目、古淵一丁目、古淵四丁目、相模台五丁目、相模台七丁目、下溝、新戸、相武台三丁目、西大沼二丁目、東大沼一丁目及び東林間六丁目地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課